

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2024年7月1日(月)
NO. 1490号
本号3頁

衆院憲法審査会 28日に幹事懇開催を会長職権で決定 しかし、立憲・共産は欠席、結局、改憲派が意見交換会

衆院憲法審査会の森英介会長（自民党）は27日、幹事懇談会を28日に開く日程を職権で決めました。与党筆頭幹事の中谷元氏（自民）が野党筆頭幹事の逢坂誠二氏（立憲）に幹事懇開催を提案したが、折り合いませんでした。自民は立憲・共産に出席を呼びかけましたが、職権で強引に進めようとしていることに野党側は反発を強め、立憲・共産は欠席しました。

逢坂氏は取材に「28日正午、衆院憲法審幹事懇が会長の職権でセットされた。以前から決まっていた地方での講演のため私が東京にいないことも知った上での職権立て。単に政治的対立を煽（あお）るやり方に憤りを覚える」と批判し、「政治的対立をあおる手法に憤りを覚える」と強調。与野党が合意した穏やかな環境の下で、憲法論議を行うべきだとの認識を示しました。

23日の通常国会閉会を受け、自民は衆院憲法審の閉会中審査を野党に打診しており、緊急事態時の国会議員任期延長に関する条文案作成など、議論の進め方を幹事懇で協議したい考えです。

岸田首相は25日の自民党役員会で「憲法は先送りできない課題の最たるものだ」と述べ、議論の前進を訴えていました。首相は党内で事実上の退陣要求を受ける中、改憲手続きの進展で9月の総裁選で支持をえようとしたのです。

共産党の小池晃書記局長は27日、国会内で記者会見し、衆院憲法審査会幹事懇談会の28日の開催が会長の職権で決められたことについて、「与野党合意もないまま一方的に職権で開催を決めたことに断固抗議したい。開催するべきではないと強く言いたい」と述べました。さらに、逢坂氏が東京にいないと知った上での職権立てだと抗議の声が上がっているとして「日本共産党としては、筆頭間で合意していない、野党第1党が参加しない幹事懇には出席しない」と述べました。

自民党のコロコロ変わる審査会への対応 岸田氏が総裁再選のため改憲で支持を得たい？

このような対応した自民党ですが、どう考えても対応方針が変わったと思われます。6月5日、自民党は憲法改正実現本部を開き、岸田首相が掲げる総裁任期中（今年9月まで）の改憲のあり方について意見を交わしました。自民内では、改憲に前向きな各党各会派のみで条文案を今国会に提出する案が浮上しているが、幅広い合意形成を図るべきだとして慎重論が相次ぎました。また、自民内には、求心力低下に悩む首相が、右派の支持を得ようと改憲に前のめりだとの見方もあるが、同本部幹部は「政権延命に憲法を使うことはあってはならない。我々も大変警戒している」と釘を刺しました。それを受けてか、13日の衆院憲法審査会で、自民の中谷元・与党筆頭幹事は、大規模災害時などに国会議員の任期延長を可能にする緊急事態条項についての改憲 5 会派の主張をまとめた「中谷の個人的メモ」を示し、「最終的に、全会派が参加する条文案の作成につながることを心から期待をいたします」と改めて全会派に協力を呼びかけました。

ところが、今回の対応は、中谷氏が以前発言していた「幹事懇談会にに応じていただき。応じていただけない場合には、賛成会派だけで条文案の作成を進めたい」に戻ったような対応です。

この一貫しない対応の背景には、岸田首相が立憲・共産抜きでも議論を前に進めさせたいとの岸田首相の中谷野党筆頭幹事への19日の党首討論に向けた「指導」「指示」があったからようです。21日の会見では「5会派が発議条文案について合意したことは重要な一歩」と、立憲・共産抜きでも議論を進める意図をにじませました。結果として立憲・共産は応ぜず、さらに厳しくなり、朝日は「これで閉会中審査の開催はより困難になった」と自民党幹部が発言していると紹介しています。

自民、改憲実現本部に新機関設置し、衆参の温度差解消へ

そう簡単にはいくのかな??

自民党は、憲法改正実現本部の下に、衆参両院の同本部幹部が参加する新たな機関を設置する方針を明らかにしました。7月に初会合を開くとしています。衆院憲法審査会と比べ、参院憲法審査会では議論が遅れているとして、その温度差を解消し、改憲条文案の作成を急ぐ狙いがあると見られます。初会合では、大規模災害時に国会議員の任期延長を可能にする緊急時代条項の条文案などについて議論する見通しだとのこと。

緊急集会の案件・権限にしても、衆議院側と参議院側での意見の違いが明確

自民党の衆院側と参議院側の緊急事態時の対応で、議員任期延長か憲法第54条の参院の緊急集会での対応か等で、意見が違っています。

昨年6月15日の衆院憲法審査会で、当時の新藤筆頭幹事は、参議院の緊急集会は、有事を含むあらゆる事態に対応することを想定しておらず、このことは、中略、権限の限定や、中略、案件の限くがあることといった二重の限定が付されていることに端的に表れていると述べています。

一方で、5月29日、参院憲法審査会で、自民党の佐藤正久筆頭幹事は、案件に関して、参議院の緊急集会において議員が発議できる議案の範囲に関しても、国会法に規定する内閣総理大臣から示された案件に関連のあるものという要件を幅広く解釈し、緊急の必要がある限り、予算関連法案を含め、広く発議を行うことができると述べています。臼井正一委員も同じ趣旨の発言をしています。

また、権限についても、佐藤筆頭幹事は、仮に、参議院の緊急集会であるがゆえに、審議対象法案や予算に制限をかけ、緊急の対応が停滞すれば、民主政治を徹底させて、生命、自由及び身体の安全に対する権利を含む国民の権利を十分に擁護するという憲法の趣旨に反するとして、参議院の緊急集会における審議の対象となる法案や予算の範囲は、緊急の必要がある限り、制限はないと考えると述べています。

参議院のこれらの意見は、首都直下地震という大規模災害を想定した議論の中で出てきたものです。案件にしても権限にしても、衆議院での意見と参議院での意見が全く違っています。

ですから、衆院の改憲派は「5会派は緊急事態条項。議員任期延長では意見がまとまっている。条文案のたたき台を作成し、憲法審査会で議論すべきだ」と主張しますが、自民党内でもまとまっていませんし、公明党内も同様です。これでは、「5会派はまとまっている」とは言えません。ですから、条文案作成の土岐との判断かとはほど遠い状況なのです。

同様の状況の公明党「意見の違いがあるのはこれはやむを得ない」

同様に、参院側と衆院側での意見の違いを指摘された、衆院の北側副代表は、次のように回答しています。

「我が党の衆参の意見の違い、のことがございました。参議院側は当然、緊急集会という重要な権能を有しているわけですし、これをしっかりと活用していきたいという立場であるわけで、そこに意見の違いがあるのはこれはやむを得ないと私は思っておりますが、十分に、今も参議院側とは頻りに意見交換しておりますけれども、十分に意見調整はできるというふうに考えております」

これは30日の衆院憲法審査会で立憲の城井崇氏の質問に答えたものです、その2週間前には維新の会の同様の質問に、同様に「十分に意見調整はできる」と回答していましたが、結局2週間たっても調整ができず、第213回国会は閉会してしまいました。

公明も自民も、そう簡単に参院側と衆院側の「意見調整」ができるとは思いません。

またしても! 沖縄米兵少女暴行に怒り

政府は沖縄県に3カ月も未報告

米軍嘉手納基地所属の空軍兵の男(25)が3月に、16歳未満の少女を車で連れ去り、自宅で性的暴行を加えたとしてわいせつ誘拐と不同意性交の罪で那覇地検に起訴された事件が明るみに出ました。さらに、5月にも同様の事件が起きていたことが明らかになりました。

県民の人権と女性の尊厳を踏みにじる米兵犯罪が繰り返されたばかりか、何とあろうことか、日本政府が米兵の起訴から約3カ月も県側に報告していなかったことにの聲が広がっています。玉城デニー知事は26日、県庁内で囲み取材に応じ、「県民が常にこのような不安にさらされていることをもっ

と真剣に考えるべきだ。特に日本政府は」と強調。「受忍限度を超えているこの基地の問題を、われわれ沖縄を交えた場でしっかり解決しようと言っているにもかかわらず、それが受け入れられないということはまさに政治の怠慢だ」と非難しました。

今回の事件をめぐるのは、米兵が起訴された今年3月27日に外務省の次官がエマニュエル駐日米大使に対して抗議していたにもかかわらず、県には連絡していませんでした。

林芳正官房長官は26日の会見で、県側に事件の情報を伝えていなかった理由を問われ、とんでもないことに、「捜査機関の活動内容にかかわる」などとして答えませんでした。

沖縄県 米空軍第18航空団司令官 直接的な謝罪の言葉なし

沖縄県の池田竹州副知事は27日、同基地米空軍第18航空団司令官と在沖縄米国総領事を県庁に呼び、抗議しました。

池田副知事は、説明のために訪れたニコラス・エバンス司令官、マシュー・ドルボ総領事と面会。玉城デニー知事名で両氏に宛てた抗議文を読み上げ、手渡しました。

抗議文は、犯罪について「女性の人権を蹂躪する重大かつ悪質なもので、断じて許すことはできず、強い憤りを覚える」と非難。基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に強い不安を与えるものと述べています。▽在日米軍が事件防止のためとして導入した「リバティー制度」の外出制限措置をより厳格化するなど、実効性ある対策を早急に講じ、米兵への教育や管理を徹底する▽被害者に謝罪し、適切な補償を遅滞なく行う—ことなどを強く求めています。

エバンス司令官は「このような犯罪容疑は、日米同盟に尽くす多くの米軍人を反映するものではない」などと主張。「この件に深い懸念を持っており、心配をかけていることを遺憾に思っている」と述べたものの、直接的な謝罪の言葉はありませんでした。

池田副知事は「リバティー制度の強化など具体的な再発防止策は検討されているのか」と質問。エバンス司令官は「リバティー制度を常に見直しており、その時々において適切に対応している」と答えただけでした。

那覇地検が起訴した3月27日時点で上川外相、首相官邸に事件の情報を共有

しんぶん赤旗の報道によると、この問題を巡り、外務省の宮本新吾北米局参事官は26日、日本共産党国会議員団の申し入れの中で、那覇地検が米兵を起訴した3月27日時点で上川陽子外相、首相官邸に事件の情報を共有していたと明らかにしました。

この3月27日には外務省の岡野正敬事務次官がエマニュエル駐日米国大使に遺憾の意を申し入れ、綱紀肅正と再発防止の徹底を求めています。共産党の小池晃書記局長は、一方でそうした事実が沖縄県側には一切明らかにされていないと指摘。事態を把握しながら公表をしなかった上川外相、首相官邸の責任は重大であり、「政治的な配慮があって事実を隠蔽しようとしたと言われても仕方ない対応だ」と批判しました。

また、事件後、米軍に対して「外出制限」など具体的な対応を取るよう要請しているかとただすと、宮本氏は「そうした対応がとられているとは承知していない」と回答。宮本氏が「推定無罪の原則もある」などと事件後の対応を正当化しようとしたのに対し、赤嶺政賢衆院議員は「何十年も米軍の事件に遭遇してきたが、これほど不誠実な対応をされたのは初めてだ」と厳しく抗議しました。

東京新聞 社説で「日米地位協定の抜本的な見直しに着手を」と

東京新聞は社説で、「女性の尊厳を踏みにじる行為であり、断じて許されてはならない」と述べ、「同時に、在日米軍専用施設の約70%が沖縄県に集中し、県民に過重な基地負担を強いていることや、米側に特権的な法的地位を与え、日本側の捜査権を制限している日米地位協定が、米兵らの身勝手な振る舞いにつながっていることも指摘せざるを得ない」と主張しました。

そして、「不可解なのは、起訴を受けて外務省の岡野正敬次官が3月27日、エマニュエル駐日米大使に遺憾の意を伝え、綱紀肅正と再発防止を求めながら、県側に約3カ月間も連絡していなかったことだ」と報じ、「今月16日投開票の沖縄県議選や23日の沖縄全戦没者追悼式に影響が出ることを避けたのでは、と勘繰られても仕方があるまい」とも。

そして、「沖縄では、米兵らによる女性に対する性加害などの犯罪が繰り返され、騒音被害や事故なども後を絶たない。米軍基地から派生する県民に対する人権蹂躪がこれ以上続くことを許してはならない。日米両政府に対し、その根源にある沖縄への米軍基地集中や、日米地位協定の抜本的な見直しに着手するよう重ねて求めたい」と主張しました。

